

Q 看護休暇を半日単位で与えてもよいですか

A 看護休暇は、半日単位・時間単位で取得できることにしても差し支えありません。

子どもの症状や勤務の状況などはケースによって様々ですから、看護休暇が労働者にとって利用しやすいように弾力的に運用することが望ましい。